

第百三十六回国 参議院海洋法条約等に関する特別委員会会議録第五号

平成八年六月六日(木曜日) 午後六時十分開会

委員の異動

六月五日

大淵 絹子君

六月六日

吉川 芳男君

吉川 芳男君

補欠選任

石川 弘君

出席者は左のとおり。

委員長 寺澤 芳男君  
理事 青木 幹雄君  
鴻池 祥肇君  
野沢 太三君  
風間 昶君  
田村 秀昭君  
川橋 幸子君

委員

井上 吉夫君  
石川 弘君  
太田 豊秋君  
鹿熊 安正君  
亀谷 博昭君  
久世 公堯君  
河本 三郎君  
武見 敬三君  
成瀬 守重君  
林 芳正君  
石田 美栄君  
高野 博師君  
常田 享詳君  
戸田 邦司君

国務大臣

外務大臣 池田 行彦君  
農林水産大臣 大原 一三君  
運輸大臣 亀井 善之君  
国務大臣 中川 秀直君  
科学技術庁長官 加藤 康宏君  
科学技術庁研究開発局長 岡崎 俊雄君  
科学技術庁原子力局長 宮林 正恭君  
科学技術庁原子力安全局長 原口 幸市君  
外務大臣官房長 谷内正太郎君  
外務大臣官房審議官 西田 芳弘君  
兼内閣審議官 川島 裕君  
外務省総合外交政策局長 河村 武和君  
外務省軍備管理・科学審議官 朝海 和夫君  
外務省総合外交政策局長 協力部長 加藤 良三君  
外務省アジア局長

政府委員

横尾 和伸君  
菅野 久光君  
瀨谷 英行君  
谷本 魏君  
須藤美也子君  
立木 洋君  
小島 慶三君  
西川 潔君  
中尾 則幸君  
池田 行彦君  
大原 一三君  
亀井 善之君  
中川 秀直君  
加藤 康宏君  
岡崎 俊雄君  
宮林 正恭君  
原口 幸市君  
谷内正太郎君  
西田 芳弘君  
川島 裕君  
河村 武和君  
朝海 和夫君  
加藤 良三君

事務局側

外務省経済局長 野上 義二君  
外務省条約局長 林 陽君  
農林水産大臣官房長 高木 勇樹君  
水産庁長官 東 久雄君  
資源エネルギー庁石油部長 河野 博文君  
海上保安庁長官 秦野 裕君  
常任委員会専門員 大島 弘輔君  
常任委員会専門員 秋本 達徳君

本日の会議に付した案件

- 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)
- 領海法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 水産資源保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、以上九案件を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(寺澤芳男君) ただいまから海洋法条約等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日、大淵絹子君が委員を辞任され、その補欠として谷本魏君が選任されました。

また、本日、吉川芳男君が委員を辞任され、その補欠として石川弘君が選任されました。

○委員長(寺澤芳男君) 海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めの件、領海法の一部を改正する法律案、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案、水産資源保護法の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律案、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、以上九案件を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間昶君 平成会の風間でございます。まず、今回のこの海洋法条約は、海洋全体の法的秩序の確立に資するだけではなく、海洋国家としての我が国の利益に沿うものであるという評価の中から政府は提出されました。そういう中において、参議院でわざわざ特別委員会をつくって審議をしている中にありまして、総理大臣もしく

は内閣の代表者である官房長官の出席を得られぬ形での審議に入っていくことに、まずは私も遺憾に思うわけでございます。

ぜひとも、御都合をつけた中で四大臣が出席されておりますので、本特別委員会での審議の内容、そして結果を確実に総理大臣に伝えて、日本が二十一世紀に向けて海洋国家たるそのイニシアチブをとっていくべく総理にお伝えしていただきたいことをお願いして、質議に入らせていただきます。

まず、総理に何うつもりでありましたこととございしますが、橋本総理大臣は、五月十日の衆議院本会議におきまして、排他的経済水域について設定の一部除外を行わないというような答弁をされていらつしやいます。今後の交渉事であります實際の排他的経済水域の適用についてはどのように考えていらつしやるのか、外務大臣にお伺いしたいわけでございます。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま、委員から総理の本会議における御答弁に関連しての御質問でございしました。

総理から御答弁がございましたように、今回、排他的経済水域の設定につきまして一部の水域を除外するというは行っておりません。そして、それと適用はどうかと、こういうお話でございしましたけれども、特に中国並びに韓国との漁業関係につきまして、御承知のとおり、これまで我が国とそれぞれ漁業協定を締結してやっております。

今回、国連海洋法条約が締結される、こういうことを踏まえまして、沿岸国は生物資源の維持に係る適切な措置をとる、そういった条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されることになるよう、両国と鋭意協議を進めてまいりたいと考えております、それぞれ既に実務者間あるいは予備的な協議というものをやっているところでございます。

○風間相君 そこで、今、外務大臣もおっしゃいましたが、特に韓国、中国との新たな漁業協定、この新漁業協定締結の際の指針はいかなるものか

ずお伺いしたいと思ひますし、現状の追認であれば漁業者は納得できないと思ひます。特に韓国の違法操業については、TACの管理が沿岸国の義務であることから、我が国が国際的な義務を果たせなくなるおそれもあり、そういう意味で中身の上で明確に二国間ルールをつくる必要があるというふうに思ひますが、外務大臣の決意を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) 先ほどの御答弁の中でも申し上げましたように、今回の条約は、生物資源の維持ということにつきまして沿岸国が適切な措置をとる、こういうことをその目的といひます。か、いわゆる趣旨にしておるわけでございします。このことを十分踏まえまして両国とのこれからの協議に当たつてまいりたいと考えておる次第でございします。

また、違法操業の点につきましては、これは当然のことながらそういうことが起こらないように厳正に我が国として対応するのは当然でございしますし、新しい協定ができる前におきましても、今日の協定に基づいて厳正な取り締まりといひます。操業が行われるように求めてまいりたい、こう考えております。

○風間相君 外務大臣、今私はさらにもうちょっと中身の上で明確な二国間ルールをつくる必要があるというふうに主張させていただいたわけですが、それから、一般論とか総論の形ではなくて、もう少し具体的に御答弁いただきたいと思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) これからそれぞれ協議を進めていくわけでございしますので、まだどういふような内容のものになるかわかりませんが、しかしながら、先ほど申しましたように、条約の趣旨が生物資源の維持について沿岸国として適切な措置をとっていく、こういうことであるわけでございますから、それを十分に踏まえながら両国と交渉してまいりたい、こう考えている次第でございします。

○風間相君 交渉事でございしますから、つまびらかにできない部分は多々あるかと思ひます。

それでは、同じく総理に伺いたいことなんでしょうけれども、五月十日の衆議院本会議のやりとりによりまして、自民党の鈴木議員の質問の中で主張されていらつしやることでございしますけれども、日韓間には領土問題があるためこれを切り離して協議入りすることでありまして、答弁で、総理は、日中間には領土問題はなく、尖閣諸島については日本の領土であると、こういうふうにおっしゃって、そういう前提で排他的経済水域の線引きを決めるという方針のようでございします。だとすれば日中間の協議がまだなお私どもの目から見るとおこなわれているような感が否めないわけですが、おこなわれているのは一体なぜなのかということが一点。

特に、日中、日韓というふうに、こちら側のサイドで言うところでありまして、むしろ韓国と中国の二国間の協定は、把握している限りどんなような状況なのか。それを知つて初めて日中、日韓との協定締結交渉に向けて、ある程度探り合いになるかもしれないけれども、こちらも動きがとれるのではないかと、このように思われまして、この点。

日中間の協議がおこなわれているのは一体なぜなのか、どういふようにとらえていらつしやるのか。それからもう一点は、韓国と中国の間の協議が、把握している限りどのような状況になつているのかお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) まず、日中間の協議でございしますけれども、これは実は四月九日並びに十日に非公式ではございしますけれども両者で協議を行いました。そして、現在の協議について日にちを決めるように外交ルートでいろいろ連絡をとつているところでございします。ただ、中国の方は五月十五日に全人代の常務委員会で海洋法条約を批准することを決定しまして、現在国内の関連法の整備というふうなことをやつておる、こういうふうな承知してあります。そういうことも踏まえながら、これから次なる交渉の日程を詰めていきたい、こう考えているところでございします。

これが日中間でございします。

それからまた、お話がございました中国と韓国の間はどうかという点でございしますが、御承知のとおり、これは一九九二年に中国と韓国の間で国交の正常化ということがあつたわけでございします。従来、重要問題につきまして両国間で協議が行われておりますけれども、いまだ領有協定を締結するに至つていない、こういうふうな承知しております。そしてまた、今回、両国とも国連海洋法条約を批准、締結ということになるわけでございします。ですので、そういった新たな事態も踏まえながら中韓間の協議が引き続き行われるものと承知しております。

我々としても、そういったことで、おっしゃるとおり、中国と我が方あるいは我が方と韓国との交渉に際しても、どういふふうな中韓間がいつているか当然大きな関心を持つていられるところでございします。今後とも注視してまいりたい、こう考える次第でございします。

○風間相君 失礼ですが、その程度の状況把握を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田行彦君) いろいろ先ほど申しましたように、例えば中国における全人代でのいろいろな動きあるいは韓国における条約の締結に関連しての動き、そのあたりについては承知してありますけれども、中国と韓国との交渉の中身につきましては、これは他国間の交渉事でもあり、私どもも関心は有し、そして注視はいたしておりますが、どこまで我が国としてそういった問題に言及するのが適切かというところはいろいろ考えさせていただきます。という点を御理解しようだいでございします。

○風間相君 わかりました。引き続き精力的な協議を進めていただくことを祈念するわけでございします。

変更重要で、まさに所管は農水大臣でありましようが、現実に今までも行われているあるいは今後も起こり得るであろう違法操業について、それを取り締まっていこうとするのは実際には海上保安庁さんでありますね。

したがって、所管は農水大臣であろうが、現実的には海保の皆さん方がやっているということをお考えますと、まさにこの両省庁間の連携をどうやって緊密につけていくのかということが大変決定的な重要な因子になるんじゃないかと思うわけです。

一つは、どんな体制で臨むのかということをお海上保安庁の方にお伺いしたいのと、今まであったかどうかは定かではございませんが、今後農水と海保の間で、例えば連絡会議などの設置は考えていらっしゃると思いますけれども、具体的にどういうふうに進められようとしているのか、この二点について伺いたいと思うんです。

○政府委員(兼野裕君) 従来から違法操業の取り締まりにつきましては、私どもも農林水産省との間におきまして、中央レベルあるいは地方レベルにおいてそれぞれ密接に連絡をとっております。また、現場におきましても、私どもの監視船艇と監視取締艇との間で連絡をとりつやつやとおるといふのがこれまでの実績でございます。

今後、排他的経済水域が設定されまして、新たな漁業規制の展開ということが当然想定されるわけでございますので、これに合わせまして従来以上に緊密な連携を保っていく必要があるというふうなことでございます。その際、事実上これまで連絡会議のようなことになっておるわけでございますけれども、農水省の方と十分協議を進めてまいりたいというふうなことでございます。

○風間相君 具体的に、もう少し連絡会議等の設置の中身を農水の水産庁の方からお答えいただけますか。

○政府委員(東久雄君) ただいま海上保安庁の方からお話しのとおりでございますが、それこそ最

前線を取り締まり管理をやっておりますので、船同士の間での連絡も非常に緊密にやっております。しかし、船同士というのは最先端でそういう形をとっておるだけに、中央といえますが東京の方でも、また地方の海上保安庁のそれぞれの部署とも連絡を本間に密接にやっております。そういう非常に突発的な形での連絡というものも必要でございますが、先ほど海上保安庁長官の方からお話のございましたとおり、連絡協議の場というものをきちっとした形でやっていくということについて相談をさせていただきたいと思っております。

○風間相君 わかりました。

次に、大陸棚に関するところでお聞きしたいと思いますけれども、本法案の大陸棚の定義によりますと、排他的経済水域の直下の範囲を超えて大陸棚が認められる場合もあるというふうになっておりますが、我が国において日本海はあれでしようけれども、殊に太平洋側は具体的にどんな箇所があるのか、まず一つ教えていただきたいと思っております。

○政府委員(西田芳弘君) 国連海洋法条約のもとでの大陸棚につきましては、その定義が条約の七十六条にございます。今御指摘がありましたとおり、基線から二百海里までは海底の地形のいかんにかかわらず沿岸国の大陸棚であるとされるときも、二百海里を超えて大陸縁辺部が延びている場合には大陸棚の範囲は条約に定める一定限度まで主張できるということになっております。

我が国の大陸棚についてのお尋ねでございますけれども、国連海洋法条約の規定に照らしまして、我が国の大陸棚が二百海里を超えて延びている可能性につきましては、現在入念な海底調査が行われているというふうな承知しております。

○風間相君 具体的にそのような箇所はあるのかと伺っているんですが、全然把握されていないというふうなことでございますか。

○政府委員(西田芳弘君) 太平洋側にこのような二百海里を超えて延びている大陸棚がある可能性がございます。ただ、これは十分な調査をする必要がある事柄でございますので、現在そのための

作業が鋭意行われているところでございます。○風間相君 それでは、それは調査結果を待たなきやならないということでございますでしょうか。じや日本海側のことになりますか、日韓、日中、もう一つはロシアとの間でも日本海側での大陸棚の線引きが必要になるというふうな考えられるわけでありませうけれども、その際、法案上大陸棚については排他的経済水域の線とは無関係に二国間協定により決定すべきものかどうか、一つ伺いたいと思っております。

もう一つは、実際に韓国、中国、ロシアはそれぞれ我が国に対して、日本海、東海、黄海の大陸棚の境界線についてどういう主張をしているのか、これもつかんでいる限りで結構でございます。そして、それを踏まえて日本はどういうふうに対応しようとしているのか、三つお答えいただければありがたいと思っております。

○政府委員(加藤良三君) 日中間の大陸棚については中国側はいわゆる自然延長論を展開しております。日中間の大陸棚については、沖繩の舟状海盆まで中国が主権の権利を有するということとを述べながら、衡平原則と呼ばれるものによって友好的な話し合いで解決する用意があるというふうな述べておる次第でございます。

日韓両国に隣接する大陸棚の北部に關しましては、一九七八年に発効いたしました日韓大陸棚北部境界画定協定によりまして、原則として日韓中間線により境界画定を行つた経緯がございます。他方、南部につきましては、同年に発効いたしました日韓大陸棚南部共同開発協定が作成される過程において、韓国側は、いわゆる自然延長論に基づく主張、すなわち沖繩諸島の北側の海溝の韓国側寄りの区域は朝鮮半島の自然の延長として韓国に帰属する大陸棚であるという趣旨の主張をございしますが、これを行つた経緯がございます。

ロシアは、他国との大陸棚の境界画定については国際法に基づいて行うこととしておられるというふうな承知いたしておる次第でございます。これらの主張に対して我が国は、中韓三国に

どのように対応していくのかということでございますけれども、国連海洋法条約締結に伴う諸問題について交渉を行います場合には、一般論として、今後話し合いによって双方が受け入れ可能な解決策を模索していくという考え方でございます。

国連海洋法条約は、大陸棚の境界画定について、衡平な解決を達成するために国際法に基づいて相手国との合意によって行うというふうに定めております。このような国連海洋法条約の規定を踏まえながら、必要に応じて交渉を行つてまいりたいと我々としては考えております。

具体的な対処方針については、相手のあることでもございまして、今の段階でこれ以上の詳細について申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

中国との間では、我が国としては、日中間の大陸棚のように相対する国の間における大陸棚の境界画定は中間線原則によるべきであると考えております。現在御審議いただいている排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案においても、このような我が国の主張を反映して、相対国との距離が四百海里未満である海域においては、相対国との間で合意した中間線にかわる特段の線というものが無い限り、中間線まで我が国が沿岸国の権利を行使する大陸棚であるということが明記されておるところでございます。

日中間の大陸棚の境界画定につきましては、中国が既に国連海洋法条約締結の国内手続を了したつあるわけでございます。また我が国も国会の御承認が得られれば同条約を締結するという状況を踏まえまして、日中間関係を総合的に判断しながら適切に対処していくことにいたしました。中間線原則を基本としながら日中間の話し合いによって行っていくべきものと考えております。

○風間相君 今、日中間の部分については相当詳しくあれましたが、韓国については差し控えたというところでございますが、どのぐらいになったらある程度のもが見えてくるんですか。

○政府委員(加藤良三君) 韓国との間では、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、五月の九日、十日に実務者の協議が行われておりますが、これは漁業に関するものでございます。

私どもは、韓国との間でこれから経済水域に関する協議等も鋭意進めたいと思っております。協議等も鋭意進めたいと思っております。協議等も鋭意進めたいと思っております。協議等も鋭意進めたいと思っております。

○風間昶君 アプローチされていらっしゃるんですか。その用意があるということですか。

○政府委員(加藤良三君) 日韓間の排他的経済水域の境界画定に關しましては、四月三十日に行われた日韓の外相会談で、早期に排他的経済水域の境界画定交渉を開始すべきであった、その取り進め方について実務者間で意見交換を行うことと、まず意見が一致したという経緯がございます。この意見交換を踏まえて早期に交渉を開始したいというふうに考えておる次第でございます。

この交渉が開始された場合における対処方針については、現時点でそれを申し上げることができない状況にあるわけでございますけれども、できるだけ円滑にこの協議を進めたいというふうに考えているところでございます。

そういうわけで、何と申しますか、アプローチと委員がおっしゃられたものについては、今申し上げましたような形で既になされておるわけでございます。

○風間昶君 それではロシアとの関係で、この法案成立は、今、日中間の日ソ地先沖合漁業協定がございませぬ、これに影響を与えるものではないというふうに考えられますけれども、その場合、その地先沖合漁業協定とTACとの関係はどうなるのか、一つは伺いたい。

要するに、ロシア船に対してはTACとは関係

なく別枠で漁獲量を割り当てることになるのかどうかが一番知りたいところであります。明快な答えをお願いしたいんです。

○政府委員(東久雄君) 先生御承知のとおり、日ソ、現在はロシアに引き継がれておりますが、日ソ地先沖合漁業協定でお互いの漁業水域内での漁獲量を交渉で決めております。

現在の日本の法的な根拠としては漁業の水域法でやっております。今度のいわゆる漁業主権法第六条の中にほぼ同じ条項を持っておりまして、その第三項のところにTACがあるものについてはそれを基礎としてやるということになっておりまして、TACというもののロシアへの割り当てが当然入りませぬ。

ただ、ロシアとの交渉で一番大きなところは、外国周辺水域における我が国の漁業の状況を勘案しているところでございます。要するに、日本側から向こうへ入っている漁船の漁獲というものを頭に置いて交渉している。

いずれにしても交渉事項でございますが、TACの中の数字になるということでございませぬ。

○風間昶君 すべてがTACの中に入ることですか。

○政府委員(東久雄君) TACの対象魚種についてそうなります。したがって、それを推定して入れ込むということになります。

○風間昶君 次に、海洋生物資源の保存管理法案について、今TACの話になりましたので、TAC方法を当然確立されなければならぬというふうな思いわけです。特に、都道府県計画をつくる際に、調査方法の基準がばらばらだと当然のことながらTAC管理に支障を来すことになりませぬ。

いましたけれども、今現在最もいいと言われている調査方法にしたって、当然、生物資源は自律的に再生産が行われるわけですから、そういう意味では生物資源は変動するわけですね。そうしますと、今考えられている調査方法がいいと思つていって、二年たつたらこれはもうでなくなる可能性もあると私は予測できるんです。そうすると、その科学的調査方法について一定の基準を設けるのもこれは非常に無理な話なのではないかと思つてます。

いずれにしても、現時点で本当に一定の科学的調査方法の基準というのがあるかどうかを評価するのはだれが評価しているのかということもあると思つてますので、この点についてどうですか。

○政府委員(東久雄君) まず一つは、TACそのものがもちろん資源の科学的データを基礎として、それが一つの基礎になるわけでございます。さらに現在の漁業との関係で、社会的、経済的な要因というものも勘案して決めざるを得ないということでございますが、まずその科学的基礎データの問題でございます。

従来、水産に関する資源論というのは相当長い研究の成果がございまして、我が国においてもある程度その方法論というのは確立されております。

例えば、いろんな調査がございまして、漁場別の漁獲調査がございまして、年別の漁獲状況調査がございまして、それから卵だとか稚仔、要するに稚魚の調査がございまして、生物測定調査というふうなもの、それから魚群の分布調査、これはいわゆる魚群探知機ですと調査をするようなもの、それから新規の加入、要するに新しい資源が加入する状況、こういう調査を基礎にして一つの分析方法というのが確立されております。問題は、それだけの調査を長年積み重ねていなければなかなかそこは難しいわけございまして、その調査をどれだけ積み重ねているかということ、それが、ちよつと余分になりますが、幾つかの

漁業種類についてTACを設けるといふのは資源調査のデータが十分そろつていふものということを選んでおる次第でございます。資源論的にそういうものが大体こまごまでは利用できるというデータが出てくるわけでございます。

○風間昶君 今度はTACの数量決定のやり方について、農水大臣が国全体の数量を都道府県に割り当てるといふやり方は、ある意味では牛乳の生産枠を割り当てるやり方に似ていると思つていけれども、その枠について都道府県間で任意に融通し合つたり、あるいは船舶間で融通し合つたりという事態がもしあつた場合には、特に県間で対立したような状況が起こり得る話ですから、そのときの調整のルールを含めてどういふ方針で臨むのか一つ。特に、割り当ての枠そのものが価値を帯びて、いわば商取引されるような事態も想定されるわけでありませぬけれども、このところはどうですか。

○政府委員(東久雄君) まず、TACの数量でございますが、これは上限という形で定まらざるを得ないと思つておるんですが、全部それをとり切らないといけないというものはございませぬし、上限に達したときにストップするという形で運営していくわけ、またその上限に達しないように漁獲努力量を調整していく、ないしはその過程でいろいろな調整をやつていくという形になります。したがって、その数量が一つの権利となるようなものではないと思つておるんですが。

それを決定する過程で、十分都道府県との意見調整をやり、現在の漁獲というふうなものを一つの大きなポイントとしながらやっていかざるを得ないんだらうと思つておるんですが、都道府県とよく話し合つておるんですが、余りにも上限との間に幅が出ておるような果があつて、方や上限に非常に近づいておる、これはやはり調整をした方がいいというふうな考え方に立つた場合には国の段階で計画変更という形で調整をしていくつもりでございます。これは権利化するというような性格のもので

もなく、売買ないしは直接取引で移動させるといふことを認めるものでもないといふことで御理解をいただきます。

また、漁業者間の問題でございますが、これは漁船ごとの割り当てができるという制度はとっておりませんが、当面は現実問題として漁船間のそういう割り当てができる雰囲気というものは少し時間がかかるだろう。協定制度のもとである程度の雰囲気が出てきたところでそれがやれるようになるだろうといふふうに考えておられるわけでございますが、それにつきましても同じ性格でございますので、今のところ私どもはそれを取引の対象にするというふうなことはやらせない。むしろ、それを割り当て変更という形で国の段階で調整していくというふうな形でやっていきなさいと思っております。

○風間親君 水産庁長官にお伺いしますけれども、いわゆる選挙と同じく全国区の魚と地方区の魚があるわけですよ。県を越えてまたがって行く魚については国である程度基準をつくって管理できるわけですよ。例えば北海道で言いますと太平洋岸の日高周辺にシシヤモあるいはハタハタよりも、むしろムツゴロウとか固有種に近いものは一府県の管理になると思うわけでありまして。それでも北海道以外のことを考えますと数県にまたがって、ハタハタとかムツゴロウなんかの場合、関係する府県間の連携が大事だと思ふんです。プロック型のこういう県間にまたがる回遊資源といいたいようか、その管理で県間対立した場合の調整の国の対応というものは物すごく大事になると思ふんです。端的に言つて、そんな場合どうしますか。

○政府委員(東久雄君) まず、今回の制度の中で、ちよつと法的な名前前で申しわけないんですが、特定海洋生物資源というのが先生が今おっしゃった全国区のような形で、要するに国が管理するものでございまして、そのほかに、この法律の五条のところで指定海洋生物資源という、これは今の地方区に属する魚の管理の方法というのを別途都道

府県ができるような形をとっております。北海道のシシヤモなどはその一つの典型だと思ひます。ただ、それが隣県と重なるとき、そのときの問題がございまして、これは承認にかけております。もし必要があれば国はその調整をいたします。か、両県間で同じような管理をするのか、片一方の県だけでいいのか。これは、例えば分布は両県にまたがっていても余り移動がないという資源もございまして。そういうものについては、ある程度片一方の県がやつて片一方がやらないということもあり得るわけでございます。承認という形をとつて、それを調整するという形をとつていきたいと思います。

○風間親君 ですから、対立した場合に、端的に言つて国はどういう調整をするんですかと聞いています。

○政府委員(東久雄君) この資源というものは、漁業調整という形で時々過去においても対立の問題がございました。その調整の問題として、やはりこれは話し合いを基礎にして両者間の円満な解決といふことを我々は求めざるを得ないといふふうに思ひます。

対立を裁定するといふのは、それは最後の手段としてはあり得ますけれども、これは大変両者間で危険な状態になる可能性がございまして、そこは地道な話し合いで片をつけていくという方向をとらざるを得ないと思ひます。

○風間親君 わかりました。

今度は漁業団体から沖合底びきの許可権限を大臣から都道府県に移譲してくれという要望が相当来ているわけですが、これはもし都道府県の計画がきちんと整備されたらすぐやるべきだと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(東久雄君) 沖合底びき網漁業につきましては、やはり複数の都道府県にまたがって設定されている漁場と操業区域になつておるのが現状でございます。なかなかそれは一部の都道府県で、北海道といふのは相当広い地域がございまして、北海道といふのも東北地方と操業区域はま

たがっておるわけでございます。そういう意味で、やはり大臣が直接許可をしてやつていく必要がある漁業種類だといふふうに私どもは考えております。

○風間親君 沖合底びき網の漁といふのは、平成四年にモデル事業がスタートしましたね。それでことしの三月で終わりました。恐らくその結果が、解析が出ると思ふんですけども、北海道四海域での操業パターンモデルが示されることになつていふふう聞いていますが、来年沖合底びき許可の一斉更新をやりますね。

これも団体からの要望なんですけれども、沖合の禁止ラインについても沿岸と沖合のエリア間の対立があつて、ラインの移動についても要望が寄せられているわけですよ。これも個々に判断するとは思ひますが、しかし基本的に水産庁の方針がきちつとないからこそのろんなことが起こつていふんじゃないかと思ひます。改め

て水産庁の方針を伺いたいんです。

○政府委員(東久雄君) 非常に古い昔からの対立関係といふのは、沿岸とそれから沖合の底びき漁業との間、これは機船で底を引くものですか、沿岸との間といふのはもうずっと漁業調整の大きな問題として各地に発生してまいりました。

これは沿岸の方もいろんな漁獲技術の進歩で沖へ出てくるというふうなものがございまして、大変難しい調整でございますが、我々地道な調整を今まで積み重ねてきていふと思ひます。

そういう意味で、やはりこれは本当に不満を残した調整といふのは大変、危険という言葉がいふのかどうかわかりませんが、適切ではないものでございまして、十分な関係者の話し合いの上で調整をしていかざるを得ないといふふうに私どもは思つております。

個々の具体的な地域地域につきましては、それはまたその地域地域の事情によつてやつていかざるを得ないといふふうなものであると考えております。

○風間親君 全体の、今度は沖合、沿岸含めての漁家の話ですけれども、日本の漁家の持つている潜在漁獲能力といふのはまさにTACを大きく上回つていふことはもう明らかだと私は認識して居るわけですよ。やはりこのTAC法案をきちつと成立させていくといふことの観点でいうと、漁獲能力についてはやや縮小均衡を目標にして、百人の漁家が困つたとしても日本の漁業を守り、維持していくためには、徐々に整理していくのはやむを得ないといふふうに私は考えるんですけれども、そのことについてはどうなんでしょうか。

もう一点。一方では必要以上にならぬ補助金で網を改良したり機械を改良したりということ、補助金行政の中で必要以上に捕獲能力が整備されちゃつた。経営としては漁家は非常に苦しい。一方で今回のようにTAC法案をつくつて漁獲能力を縮小する、他方で補助金行政をやつていく、まさにこれは整合性がないと思ふんです。後半の部分についての答弁をきちつとしたいと思ひます。

○政府委員(東久雄君) 先生御承知のとおり、漁獲能力は恐らく、これは漁獲可能量と言つていいかどうか、TACそのものは社会的、経済的な要因を含めて決めますから、そういう意味では要するに資源との関係で最大資源利用量と言つた方がいふかもしれません。それとの間には多少のギャップがあるだろうと。多少といふか、先生も大きいとおっしゃいました。ただいま現在、その最大漁獲可能量を超えて我が国は漁獲している状態でございます。現在の能力の中でやつておるために相当むだな部分があるといふことは事実でございます。それが経営を圧迫しているといふのは現状だと思ひます。

したがしまして、我々は、そこを調整していくといふことが大事なことで、いわゆる漁業の構造改善といふ方向をとつていかなければならぬといふふうな思ふわけでございますが、これは今現在、そういう形で漁業が行われているだけに無理なく

これをやっていたいかなければならない。やはりTACの決め方そのものにもそういう意味での社会的、経済的要因を入れながら徐々に、特に協定制度的というものを活用しながら無理なくやっていくということが必要だというふうに考えております。

それから第二点の問題でございますが、漁獲努力量をふやす、そういう結果になっている部分がございますが、基本的には省エネルギーでございますとか省力化というような方向での漁獲能力の研究開発というものを補助の対象としてきておることが中心でございます。やはり経営問題に着目した場合に、そういうふうな方向をとっていくという経営の観点からの要請もあることを御理解いただいております。

○風間昶君 だから、理解するんだけれども、整合性がないんじゃないですかと、大きく見た場合に。一方ではほとんどお金をやって、そして支えておきながら、一方では今度はきちっと資源を守るといふ観点から漁獲量を少なくさせるということとなんです。

○政府委員(東久雄君) 構造政策という形で進めていくときに、やはり生産性向上の方向と軌を一にして経営改善をしていく。その場合に、先生御指摘のとおり、一部の漁業者の引退というふうな形もあり得るわけでございますが、そのときに世界に伍して漁業をやっていくためには、ある意味では漁獲能力は、漁獲の技術の点では日本は最先端を行っていると思えますが、そういう技術でできるだけ高めていきながら、やはり難しいことではあります。その両者をやっていくを得ないという点があるのではないかと考えております。

○風間昶君 次に、TACで規制される魚種について伺ったので、特定魚種について伺いたいと思っております。

これは外務省管轄になるのかもしれませんが、いわゆるカツオやマグロ、カジキなどの高度回遊性魚種、沿岸国と漁業実績国が直接または適切な国際機関を通じて協力特にマグロはそうすね

協力することになっており、なおかつそのための国際機関もあるわけであり。おのおのの魚種について、特に我が国周辺の部分とマグロと分けて考えたいと思えますけれども、日本と協議をするべき国がどんな基本的スタンスをとっているのかということが一つ。

それからもう一つは、その関係国が多数にわたったときには、適切な国際機関はマグロではあるにしても北太平洋ではどうか。これははつくるべきだと思っておりますけれども、この二点、外務省も関連していると思っておりますが、どうなんでしょうか。

○政府委員(野上義二君) 今、先生御指摘の高度回遊性の種、マグロを御指摘でございますけれども、一般に広く海洋を回遊しているということから、回遊域全体にわたって統一的かつ科学的な保存及び管理のための措置をとることが最も妥当だということ、こういった点につきましては、国連海洋法条約はかかる観点から、関係国が排他的経済水域の内外を問わず高度回遊性の「種の保存を確保しかつ最適利用の目的を促進するため、直接に又は適当な国際機関を通じて協力する」、六十四条でございますけれども定めており、これは既に沿岸国及び漁業国に受け入れられた考え方であると考えております。

それから北太平洋でございますけれども、今御指摘のように、いわゆる国際的な管理機構は存在してはおりません。現在、大西洋ないしはみなまぐるらないしは全米熱帯まぐる、それから今国会にお諮りしておりましたインド洋、こういったところについては機関をつくっておりますけれども、太平洋についてはいまだにそういうものがない状況にはございませぬ。

○風間昶君 だからつくるべきだと思っておりますけれども、その中で日本としてどういうふうなスタンスでいるのかということですよ。

○政府委員(東久雄君) 北太平洋の特に我々はマグロの資源について非常に心配をしております。心配というか、資源的にはまだ十分だと思っておりますが、韓国はそうでもないですが、最近では中国それから台湾船の今の操業の状況を見ておきますと、大変その辺の問題があるということ、太平洋並びに中西部太平洋、これはちょうどフィリピンの東海域から南のところあたりでございますが、この両方の地域にぜひそういう国際的なマグロの管理機構というものを設けていきたいというふうな感じを持っております。

主要国は割合にそのところは必要性を認めてきておられておまして、私の方で五月にアメリカとも相談をいたしまして北太平洋の科学者の会議をやりました。さらに六月に中西部の科学者の会議をやりました。まず資源の状況から話し合うというところから入りましてけれども、我々がやはりリーダーシップをとって何らかの国際的な管理機構へ持っていきたいというふうに考えております。

まだちょっとそういう意味で機構というところに成熟し切っておりませんので、ちょっと外務省の方とは十分話し合っておりますということとでございます。

○風間昶君 今度の六月二十四日からイギリスで開かれる予定のIWC総会について伺いたいと思っておりますけれども、アメリカ側がマカインディアンのためのコククジラ五頭の捕獲を要求するらしいですけれども、だとすれば、旧来から日本が要求している沿岸のミンク五十頭についても私は認めべきだと思っております。

そこで、お聞きしましたところ今度のイギリスのIWC総会には大臣はおいでにならないということをお伺いします。経済局の漁業室長さんなどがトップで行かれるということでありまして、これは昨年賛成に回ったドイツ、スウェーデン、スイス、デンマークへのアプローチが物すごく大事なことになるだろうと、総会に出席していただく。もう一つは、反捕鯨国に対する我が国の捕鯨の理解をどうやって求めていくのかということとが大事になると思っておりますけれども、そういう意味で、IWC総会での日本の出席する方針、こ

れを一つ伺いたい。

もう一つは、これはIWC総会だけじゃなくて、今後このサンクチュアリーに見られるように科学的な調査すら受け入れられないという国があつて、したがって捕獲頭数すらも算出できないと極めて感情的な対立が続いているわけですね。この状況を打開するための方策ありやなしやということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(野上義二君) 捕鯨に關します国際情勢は依然として厳しいものと認識しております。特に、反捕鯨国が多数を占める国際捕鯨委員会においては、我が国の主張が認められることは必ずしも容易ではございませんけれども……

○風間昶君 現状認識はわかってはいるんだから。○政府委員(野上義二君) 鯨も海洋生物資源の一つとして適切な保存を図りつつ合理的に利用されていかなければならないという基本方針を粘り強く説明していくというところでございます。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘のとおり、IWCの加盟国に理解を求めることが大変重要だといふ観点から、四月、五月にかけまして、六月の総会へ向けて私の方から、各大使館の大使にも御支援をいたしながら、島IWCコミッションを中心にして二十数か国にわたって行脚をいたしますが、説明をいたしました。やはり向こうのIWCへ出てくるコミッションというよりも、さらなる上の政治的レベルにアプローチしなければならぬという理解のもとから、既にそういうふうな活動をしてIWCの総会へ向かっております。



第でござります。

○風聞相君 昨日の参考人質疑の中でも参考人がまさにおっしゃっていました、日本の科学委員会での評価は大変なものだ、しかしIWC総会での日本の立場はさんざんたるものがある、科学委員会の評価をどうIWC総会につなげていくのか、キーになるだろう、政府に要望したいということがあればまさにそこだというふうにきのおっしゃっていた参考人がいらっしやいます。

実は、鯨を食べたいんですよ、私も個人的には。大臣も恐らくそうだと思います。そうかどうかはわからないような農水大臣は顔をしていますけれども、食べたいという要求に大臣もプッシュしていかなきやだめだというふうには思っていますのでぜひよろしくお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○高野博師君 平成会の高野でござります。海洋法関係の質問の前に、一、二、三お伺いいたします。

奥野元文部大臣が、従軍慰安婦は募集されて加した商行為で、強制ではなかったという発言をされました。きのうの五日、韓国のマスコミ等で一斉に妄言と批判されている。また、ソウルの日本大使館前でデモがあつて、従軍慰安婦たちの人権を踏みとじる反人類的発言だとの声明を発表し、それから、ワールドカップの共催を成功させるには国際法に基づく謝罪と補償が行われなければならないという批判もありました。奥野氏自身も、こんなことで騒いでいるうちはワールドカップの共催は必要ないとまで発言されております。

そこで、総理にお伺いするという事で準備をしてきたんですが、総理がいちやいやいなして、総理はきのうの新聞記者の要求に対しまして、話が大きくなるということでコメントを拒否されたそうでありまして、重大な問題でありますので、ぜひコメントをお願いいたします。

○国務大臣(池田行彦君) 奥野議員の発言については、報道では承知しておりますがそれ以上の上のこ

とは承知しておりません。

いずれにいたしまして、いわゆる従軍慰安婦問題につきましては、政府といたしましては、誠に調査を行ひまして、平成五年の官房長官談話におきましていろいろなことを明らかにしてあります。すなわち、「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」、こういふふうにお官房長官談話で明らかにしております。政府として、従軍慰安婦としてあまたの苦痛を経験された方々に心からのおわびと反省の気持ちを表明してきているところでござります。

○国務大臣(亀井善之君) 今、外務大臣からお答えされたような気持ちでおるような次第でござります。○国務大臣(大原一三君) 奥野先生がどういふ発言をされたか、私つまびらかにしてございません。今、外務大臣がおっしゃったとおりでござります。

○国務大臣(中川秀直君) 政府の一員として、官房長官談話で明らかにした政府見解、今、外務大臣からお話がありました。その見解を支持しております。

○高野博師君 それでは、日韓関係の中で竹島問題について、これまで何度も取り上げられていまして、簡単に触れたいと思つて、日韓双方とも固有の領土であるという主張をしている。我が国の韓国に対して行つて、抗議は、韓国による領有を中断させる上で決して十分ではないと思つております。また、この竹島問題を棚上げすべきではない、棚上げすれば韓国側が埠頭建設等によって行つて、実効支配を追求しかねない、そしてまた北方領土とか尖閣諸島問題にも影響を及ぼすというふうな思つております。

何回も政府の答弁を聞いておりますが、念のためお伺いいたします。どのようにとらえておられるか。

○国務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、韓国との関係におきましては、三月二日に日韓の首脳会談が行われまして、そこで橋本総理の方から竹島問題につきまして、日本の立場を一貫していうという事を明確にした上で、国連海洋法条約の批准に伴い生じ得るいろいろな問題につきま

つては、竹島の領有権に係る問題とは切り離しながら協議していく、こういうことで合意したところでござります。切り離すと申しますのは、一方において竹島問題については今後とも平和的解決を図るために外交的努力を重ねていく、そして他方においては、排他的経済水域の境界画定につきましては、韓国との協議によりまして海洋法条約の趣旨を踏まえたが、双方にとって受け入れ可能な合意を達成したい、そのために鋭意努力していくというところでござります。そして、決して棚上げ、放置し、放置にすることを許さぬと申しております。

○高野博師君 それでは、尖閣諸島問題についてお伺いいたします。この諸島の領有権に関しては、政府は我が国の固有の領土だと、いかなる国とも話し合つてもいいという立場をとっております。実効的支配を行っている。一方、中国は一九九二年に尖閣諸島は中国領であると明記した領海接続水域法を制定した。

それで、まず尖閣諸島の我が方の実効的支配の中身は具体的にはいかなる形で支配を行っているのか、お伺いいたします。

○政府委員(加藤良三君) 我が国政府は尖閣諸島において領域の表示、それから地籍表示、標柱を建設したほかに、学術調査とか測量とかを実施してまいっております。こういうことから、我が国が実効支配をすることは明らかであるというふうな考えております。

なお、領域表示板ということにつきましては、昭和四十五年、琉球政府が魚釣島に二カ所、北小島二カ所、南小島、久場島、大正島に建立しております。地籍表示の標柱は昭和四十四年に石垣市が

今私が申し上げました五つの島に建立しております。

○高野博師君 実効的支配という観点から、それで十分だとお考えでしようか。

○政府委員(加藤良三君) 実効的支配というものが確立するためには、国家活動が平穩かつ継続的に行われることが必要であるという要件がございますが、歴史的に見ても、国際法に見ましても尖閣諸島が我が国固有の領土であることは間違いないわけがござります。それに加えて、今申し上げましたような意味での措置を通じて、現に我が国が実効的にこれを支配していることは明らかだと思つております。

○高野博師君 我が方の実効的支配を確実にするという点で、もつと目に見える形で、例えば韓国が竹島に対して行つて行つていようと、港湾等の建設とかそういう措置を講ずることは考えていないのでしようか。このままだと将来の日中交渉で我が国が不利にならないのかどうか、いかがでしようか。

○政府委員(加藤良三君) 繰り返しては、恐縮でございますが、私もさうお話ししては、まず歴史的にも国際法的にも尖閣諸島が我が国固有の領土であるという事は非常に明らかである。それに加えて、我が国は今申し上げましたような措置を通じてこれを実効的に支配している。そういうことから、そもそも領有権についていずれかの国と話し合いを行うべき筋合いのものではない、また政府としてそうした話し合いを行う必要は考えないという立場をとっております。ごい

○高野博師君 これの二月に中国がこの尖閣諸島北東海域で石油探採らしい活動を行った、あるいは四月には中国とフランスの海洋調査船が日中の中間線を越えて日本側の沖縄西方海域で海洋調査を行った、これに対して政府が調査目的等を問

い合わせた、中国側からは回答はないという、これは報道なんです、その後回答があったでしょう。

○政府委員(加藤良三君) その後、特に中国側から回答はないと承知いたしております。

ただ、いずれにいたしましても、我が方といったしましては、中国船もそうでありますが、その他の外国船も含めて、我が国の同意を得ることなく我が国の大陸棚に関する調査を行っている可能性があることを認められるような場合には、外交ルートを通じて申し入れを行うなどして適時対処してまいってまいります。

○高野博師君 中国の考え方というのは、海を押さえたものが資源をとる、先に開発したものが優位を占める、そういう考え方をしているということが言われております。

そこで、中国側は、この海洋法条約を五月十五日に批准した。これをてこにして海洋権益の確保の姿勢を一段と鮮明にするんではないかと言われていると、これは国家戦略だとも言われております。こういう中国の考え方あるいは動きに対して政府はどういうふうにとらえているんでしょうか。

○政府委員(加藤良三君) 御指摘のございましたような最近の中国船の活動と五月十五日の中国による国連海洋法条約批准の決定、これがいかなる関係にあるかということについて憶測を申し述べることが差し控えたいと存じます。

しかし、我が国としては、先ほど申し上げましたように、中国船を含む外国船舶が我が国の同意を得ることなく日本の大陸棚に関する調査を行っているといったような可能性があると認められるケースには、外交ルートを通じて申し入れを行うなど対処してまいってまいっていると存じます。

今後とも、我が国の大陸棚に関する権利が侵害されることのないように適切な措置を講じてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○高野博師君 三月二十六日付の日報新聞の論評記事で、中国が尖閣諸島あるいは南沙諸島等の掌握に熱心なのは、この地域に眠っている石油だけが目的ではない、経済的に自信をつけ始めた中国が悲願の祖国統一に動き始めたことと見るべきである、すなわちかつて西欧や日本によって分断された島々等をつ一つ拾い上げていく、そういう長期戦略を描き始めたこと、こういう論評を行っております。

中国が改革・開放路線の中で石油の消費量がふえている。九三年からは石油の輸入国になっていく。あるいは人口が十二億、十三億という中で食糧増産が必要である。そういう中で、海洋食糧の確保ということが必要になってくることは自然なことだと思っております。

我が国は、領土問題あるいはエネルギー、食糧、環境問題等も含めて総合的な長期戦略というか国家戦略というものが無いのではないかと。そういう中で、果たして二十一世紀に日本は生き残れるのかというか、どうなるんだらうという、私は個人的にはそういう考えを持っておりませんが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(池田行彦君) 中国は非常に大きな人口を持つていて、そしてまた、現在、改革・開放路線に基づきまして経済発展に努めておる、こういうことは事実でございます。またこれからもそういう勢いが続くならば、二十一世紀のかなり早い段階において全体としての経済規模では世界一になるんじゃないかと、こういう見方も行われているところでございます。

それに伴いまして、食糧の問題、エネルギーの問題、あるいは御指摘ございました環境の問題も含めて、いろいろ解決しなきゃいけない課題があるというのことは事実でございます。そういう問題に対応する場合には、他の国との間でいろいろな関係が、関連する事柄が出てくるんじゃないかという論評もたくさんあるのは承知しております。

しかし、いずれにいたしましても、我が国としては、そのように経済発展を続けている中国との間で安定した友好的な関係を維持していく、そしてともにアジア太平洋地域の主要な国家としてこの地域、さらには世界全体の安定と発展のために協力していくという関係をいかに構築していくか、これがやはり日本外交の最重要課題の一つであろうと考えております。

委員御指摘のような論評がたくさんあるのは承知しておりますが、それを懸念としてとらえるのではなくて、とにかくそういった懸念が現実のものにならないように、むしろ相互依存の関係、そしてお互いの協力によってその地域の発展を実現していくという好ましいサイクルをつくり上げてまいりたい、こう考える次第でございます。

○高野博師君 それでは、もう一度日韓関係に戻りまして、先般、サッカーのワールドカップの共同開催が決定されました。この決定に対して政府はどういうお考えをお持ちでしょうか、評価についてお伺いいたします。

○国務大臣(池田行彦君) このほど、アジアで初めてのワールドカップの大会が二〇〇二年に日韓共同で開催されると、こういった方針が国際サッカー連盟の理事会で決定されたところでございまして、

これから具体的な詳細の部分についてはFIFA自身において年末にかけて協議されるようでございますが、いずれにいたしましてもアジアで初めて開かれる大会でございます。この大会が成功裏に開催されて、世界のサッカーの発展あるいはスポーツを通する国際的な親善友好の関係が進展するということを強く期待するわけでございます。またそのことがひいては日韓関係全般、日韓友好の推進にもつながることを期待したいと思っております。

そして、基本はサッカーの世界が主体となって進められるところではございますけれども、やはり政府サイドで協力しなくちゃいかぬ事柄も随分ございまして、そういった点につきまして

は韓国とも協力しながら適切に進めてまいりたい、こう考えております。

○高野博師君 共同開催が決まった以上は、これを成功させるべく全力で取り組むというのは当然でありまして、難しい日韓関係の現状からして共同開催というのは一つの見識ではないかなと、前向きに歓迎するということは私も同感であります。

ただ、先ほど私が述べました奥野氏の発言のように、こんなことで騒いでいるうちはワールドカップの開催は必要ないと、こういう発言自身はやはり日韓関係にとって好ましくない、私はそう思います。こういう発言が日韓関係に悪い影響を与える、あるいはアジア諸国から信頼を得られないということであって、私は極めて遺憾だと思っております。

これまでのワールドカップに関する経緯について、殊さらとりたてるとはありませぬけれども、二、三ちよつと気になることがありまして、お伺いしたいと思います。

去る五月二十八日のワールドカップ招致議員連盟の会合で、政府関係者は単独開催について、日本招致に手ごたえを感じているということは何度も繰り返して述べられました。私も安心しておりました。結果はこういうことなんですが、その手ごたえというのは一体いかなる根拠に基づいているのか、どの程度正確な情報を持っていたのか、お伺いいたします。

○政府委員(原口幸市君) ワールドカップの日本招致活動につきましては、御承知のとおり、いろいろな方々が活動、活躍されたわけでございまして、外務省も在外公館を通じて情報収集に努める等、鋭意その支援活動を行ってきたところでございます。また、招致議員連盟の役員の方々にも、FIFA理事や在任国の主要な国々を訪問の上、政府要人や理事に対して積極的な招致支援活動を展開していただいた次第でございます。

こうした招致委員会、招致議員連盟、政府の諸般の働きかけを通じて、二〇〇二年ワールドカップ



プ大会が我が国で開催されることの意義等について関係国や理事の間に相当の理解が得られたというふうには我々感じた次第でございます。今、先生が言及された発言も、それを指して手ごたえを感じたと述べたものと考えます。

ただ、御承知のとおり韓国も大変一生懸命な努力を行っていただいたことも事実でございます。先生が言及された発言者も含めまして関係者の間では、いずれもこの招致合戦というものは大変な接戦であるという認識はございまして、最後の最後まで最善の努力を尽くすべきであるという認識ではみんなが一致していた、そのように考えております。

○高野博師君 私もそういう認識をしていたんですが、この共同開催が決定した後、テレビのインタビューを見ましたら、あるFIFAの理事が、日本の在外公館の大使からは一回電話があっただけだと、韓国からは十五回もあったと。インタビューを見まして私も驚きました。一体これはどういうことなんだと。その理事は多少オーバーな表現をしたのかもしれませんが、いずれにしてもこの働きかけあるいは運動については韓国と相当の差があったんではないかなという私は印象を持ちました。

私も実際にワールドカップについては関心を持っておりまして、あえてこれまで外務委員会でも三回ほど取り上げて、ぜひとも政府の側面的な協力をお願いしたいと大臣にもお願いした経緯がございます。そういう中で、このFIFAの理事のインタビューの発言を見まして、ほかの国の理事に対しても同様のアプローチしなかつたこととすれば、これだけ日本国民が大きな関心を持っている、日本招致に対する願望を持っているということに対して政府当局は真剣に受けとめていなかっただんじやないかということになるわけで、これは問題ではないか。

というの、これから二〇〇五年の愛知県の瀬戸市の万博あるいは二〇〇八年の大阪のオリピック招致というふうな招致合戦も始まると思うわけですが、これらを踏まえて政府の見解を伺い

ます。

○政府委員(原口幸市君) 二〇〇二年のワールドカップの日本招致活動につきましては、いろんな対応というものがあり得たと思えますが、外務省におきましても、平成七年二月二十一日の閣議了解を踏まえても、首脳会談あるいは外務大臣の会談等における支持要請、総理親書の発出あるいは総理特使の派遣、それからFIFA理事の在任国地域において世論形成に影響力を持つ有力記者を我が国に招待するなど、積極的に支援活動を展開してきたところでございます。

海外におきましても、FIFA理事の在任国地域を中心に、大使、総領事等から理事本人、それからサッカーの関係者、政府要人、マスコミ等に対して働きかけを行うとともに、百を超える在外公館におきまして広報及び情報収集活動を実施した次第でございます。

○高野博師君 共同開催についてはさまざま難しい点があるというところはもう御承知のとおりであります。一々言及しませんが、開催まであと六年あるわけで、真剣にじっくり取り組んでもらいたいと思っております。

この開催に当たって、韓国との関係で事あるごとくに竹島問題とかあるいは歴史認識とか従軍慰安婦とか、こういう問題を突きつけられて日本側が譲歩させられるというか押し切られる、こういうことがあつては、スポーツの世界に政治を持ち込むという点で好ましくないではないか。このワールドカップをめぐる競争になつたとかあるいは国交断絶になつたという例は過去にもあるわけで、政府としても十分な配慮が必要ではないかなと私は思っております。

それで、さまざまな困難を克服してワールドカップの共同開催を盛大にかつ成功裏に実施することができれば、日韓両国の相互理解が深まって信頼友好の協力関係が強化されて日韓の新しい時代を築くことになるのではないかと。これは極東そしてアジアの平和と安定にも大きく貢献することになるのではないかと、ワールドカップをそのため

の大きなきっかけにしたいなと、そう思っております。

この共同開催は、サッカーの歴史あるいは世界のスポーツの歴史に残る重要な意味を持つことにもなるのではないかと思いますが、最後に大臣の御見解をお伺いいたします。

○國務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、これはスポーツの世界の出来事としても大変大きなことでございますし、またワールドカップとしては初めてアジアで開かれる、またこれまでに例のない二国の共同開催ということでございますので、何としても成功に導きたいというのが両国民の共通の願いであると思えますし、我が国政府としてもそういう心組みで取り組んでまいりたい、このように考えております。

そうしてまた、先ほど申しました、また委員も御指摘なさいましたように、これを成功に導くことを通じて、日韓関係全般につきましても友好親善の関係がさらに高まっていく、そういったことに結びついてくれればと期待しておりますし、我々としてはそういうことを念頭に置きながら取り組んでまいりたい、こう思っています。

○高野博師君 最後に、海洋法裁判所の裁判官についてですが、山本教授が立候補される予定ということですが、きのう参考人として同教授の意見を伺いまして、人格、見識、知識、全く申し分のない立派な学者だと私は思っています。海洋法の第一人者という印象も受けました。

それで、この条約の批准を急ぐ一つの理由が、六月中に批准をしないと立候補の資格がなくなるということだと聞いていますので、この立候補についての見直しはどんなものか、お伺いしたいと思います。

ちなみに、アジアでは韓国、中国とも立候補しているということでありまして、この裁判所が紛争の処理機関として重要な役割を果たすであろうということも考えて、当選の見通しというのか、選挙の見通しについてお伺いいたします。

○國務大臣(池田行彦君) 委員御指摘のとおり、

我が国が指名しております山本教授は海洋法関係の権威者でございますし、識見あるいは人格、あらゆる面から見て、私どもは新しく設立されます国際海洋法裁判所の裁判官として最も適当な方であると考えている次第でございます。自信を持って推薦しておるわけでございます。

しかしながら、現状の見直しはどうかと言われますと、今も御指摘ございましたが、アジアからは我が国も含めまして八カ国から候補を立てております。そして、全体としましては三十カ国以上が既に候補を指名しているということでございます。したがって、まだどういふふうなことになるか、全体として見通しがつけたい状況でございます。

しかしながら、我が国といたしましては、この海洋法条約を御承認賜りましたら、それをきっかけとしてさらに一段と各国に働きかけ、山本教授がいかに適任であるかということに理解を得て当選を期してまいりたい、こう考えている次第でございます。

○高野博師君 質問を終わります。

○須藤美也子君 私は、日本共産党の須藤美也子と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

海洋法条約が批准されることによつて、今後同条約に基づいた新たな海洋秩序がますます世界的に強化されていくと思えます。海洋国家である我が国の何よりも最大の課題となるのが排他的経済水域における漁業等に関する規定であります。

そこで、農水大臣にお尋ねをいたします。

まず、排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利に関する法律案の附則第二条には、政令で適用除外の期限を定められる、こうあります。この政令は、いつ、また期限をどのくらいにして定めるのか、これをまずお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(大原一三君) 韓国、中国との間に漁業協定が現存しているわけでありまして、新しい海洋法における二百海里の漁業主権を主張するために早急にこの日韓、日中漁業協定の改定が必要であることは御指摘のとおりであります。

したがって、我々としては与党の申し入れもありますように一年以内を目途に交渉を進めるといふ基本的考え方に立って、特に外務省と連携を密にしなから、早急に両国との協議を進めてまいりたいと思ひます。

○政府委員(東久雄君) ちよつと補足させていただきます。ただいま先生御指摘の法律の附則第二条の関係でございます。

今、大臣がお答えしましたとおり、日中、日韓の漁業関係において新しい協定が合意に至るといふ状況を持って特例の適用期限を明確にすることが可能になるというふうに考えておりました。その段階でこの附則の政令を定めることになるといふふうに考えております。

○須藤美也子君 ただいま農水大臣は、まず一年をめどに、こういうふうにおっしゃいました。

そこで、外務大臣にお尋ねします。

韓国は、実務者協議の中でも、二百海里制度の中心とも言える沿岸国主義については意思表明をしていないと聞いています。また、中国も明確な態度を表明していない、こういうもとでする適用除外期間が延びるおそれはありませんか。

○政府委員(加藤良三君) 私どももいたしまして、中国でもそうですし韓国でもそうです。漁業関係についてはいたずらに長い期間妥結の見通しもないまま交渉を続けていくべきではないと考えております。しかし、基本的には両国との間で十分に話し合つて、円満な形で解決を図っていくことが重要であるというふうに考えておるわけでございます。

○須藤美也子君 それでは、外務省も一年をめどに、こういうふうにご考慮もよろしいわけですね。○政府委員(加藤良三君) 今申し上げましたとおり、基本的には韓国、中国との間で十分に話し合つて円満な形で解決を図っていくということが両国との関係総体の上において非常に重要だと思ひますので、交渉を鋭意進めてまいりますが、交渉が緒についた段階において、具体的にいつどれくらいでどうという見通しをここで申し上げるこ

とは差し控えさせていただきますと思ひます。

いずれにいたしましても、交渉の進捗状況も十分に勘案した上で政府としては対応していくつもりでございます。また、いたずらに長い期間、妥結の見通しもなく交渉を続けていくべきではないと思ひます。先ほど申し上げましたとおりでございます。

○須藤美也子君 二月二十日の閣議了解で「合理的期間内に結論を得る」ということは、一定の期間内に二百海里制度を実現させることである、こういうふうには私は理解しております。

三国とも海洋法条約を批准する、交渉がスムーズにいけば問題はありませんが、二百海里の枠組みと違う現行の漁業協定の終了を通告し新協定をつくらうという姿勢をお持ちになっていると思ひますけれども、この新協定を何としてみてもつくるという強い姿勢を、決意を持った上でないと合理的期間内に新協定をつくる交渉にはならないと思ひますが、外務大臣どうでしょうか、この点については。

○國務大臣(池田行彦君) 政府といたしましては、二月二十日に閣議で了解いたしました基本方針の中におきまして、合理的期間内に合意を得るようという方針を決めております。

そうしてまた、与党三党の方から、先ほどもお話しございましたが、一年内とかあるいは年内合意を目指してというような申し入れをちよつといただいております。私どもがそういうことも体しながら交渉に当たっていく、こういうことでございます。

ただ、先ほども政府委員から御答弁申し上げましたように、文字どおり今から交渉を始めるわけでございます。交渉に今取りかかったところでございます。当然のことながらこれは話し合いによつて円満な合意を早期に得よう、こういうことと取り組んでいるところでございます。

○須藤美也子君 そうしますと、外務大臣として相手国に対しても閣議了解に基づいて強い姿勢で臨むと、こう理解していいんでしょうか、適切

な時期には終了通告を相手側に出すと。

○國務大臣(池田行彦君) ただいま協議が始まったばかりでございます。不調に終わったときにどうする、こういうことを言いなから、いわばだんびらを振りかざしながら交渉するというのが果たしていい結果に結びつくのかどうか、そこも考えなくちゃいけないと存じます。

しかし、私どももいたしましては、先ほども御答弁いたしましたように、閣議了解、そうしてもとより関係方面にもいろいろな御意見、お考え、御要望がございます。それを踏まえて、与党からも先ほど申しましたような申し入れをちよつといただいております。それを十分に体して交渉に当たらうと思ひます。

○須藤美也子君 くだいようですけれども、待ちに待った二百海里の批准ですから、それを多くの国民が待っているわけです。ですから、その日本国民の立場に立つて相手国と強い立場で私は閣議了解も含めてそういう姿勢で臨んでいただきたい、こつと強く要望する次第であります。

○國務大臣(池田行彦君) 日本国の外務大臣でございます。そして日本国の外務省でございますから、当然日本国の国民のお気持ち、立場、利益というものを踏まえて交渉に臨みます。それと同時に、関係国との間の友好関係も大切にしながらはならないのも当然の要請であると考えております。

○須藤美也子君 それで安心いたしました。よその外務大臣でないということがよくわかりました。次に、今回海洋法が批准されますと、来年は二百海里を目指すいはば二百海里元年と言えん年になると思ひます。記念になる年だと思ふんです。そのために特別な財政措置と体制整備が必要だ、こういうふうにお思ひます。

例えば、これまでいろいろ問題点が明らかになつたように、外国船の違反、乱獲などを取り締まる体制、監視の船や航空機をふやすこと、そのためにはどうしても監視員、職員の増員が必要である。さらにTAC設定による減船などに対する

補償の問題、また試験研究体制の強化、そして県や漁協の実務体制へ援助の必要があると思ひますが、農水大臣、予算をふやすという問題があります。体制を強化するという問題が出てまいります。どうお考えでしょうか。

○政府委員(東久雄君) 先生御指摘の問題点、特に資源動向の把握に関する試験研究の充実という点を挙げられました。それから取り締まりでございますが、これは先ほど海上保安庁からお話ございました。海上保安庁とも連携をとつてやらなきゃいけないと思つております。そういうような条件整備ということは努めていかなければならない点だと思ひます。

それから、ちよつと減船に言及がございました。これはたびたびお答えしておるとおり、漁獲努力量の調整ということにつきましては現実的な対応をしていかなければならないという状況もございします。その辺をよく踏まえて、今のところ直ちに大幅な減船ということにならないんじゃないかと私たちは思つておりますが、十分その辺の様子を見ながら必要な措置というものも考えていかなきゃならぬということは重々私たちは考えておるところでございます。

○須藤美也子君 ぜひ予算についても体制についても強化していただくようお願いいたします。次に、本会議で私は質問いたしました、乱獲違反操業による漁具などに対する補償の問題であります。二百海里が適用されない間はこれまでと同じように乱獲、違反操業が続くと思われまふ。その間、国の責任で万全の補償が行われるべきであると思ひます。

ところが、本会議での答弁では、低利の融資制度で援助をしている、このように農水大臣は答弁いたしました。このような融資制度による援助では、漁具の手当てが足りず漁業継続ができず、経営は一層深刻なものになつていける。被害が出るのは、二百海里をやる権利があるのにやれない国の外交関係によるものであります。漁業者が悪いのではないんです。ですから、二百海里が実施され

るまでの間はこれまでの延長線ではなく、政府が責任を持って対策を講ずるべきだと思っております。いかがですか、農水大臣。

○政府委員(東久雄君) 先日、大臣から本会議でお答えいたしました。先生にもう少し細かくちよつと私の方から御説明させていただきたいと思ひます。

二百海里になったからといって外国船を締め出すということではございません。したがって、外国船による被害というものがなくなるといふことを意味するものではございません。

今の体制からいいますと、やはり加害者というものがあつたからいまして、これは加害者の民事案件であるというのが基本的な国の姿勢でございます。したがって、国が補償金というふうなものを支払うことは極めて困難でございます。

しかし、それは言いながら、やはり漁業の経営の実態にかんがみて低利融資という形でまず漁具などを復活されるのが通常でございます。その後には大休、韓国漁船、中国漁船による漁具被害の場合には民間取り決めがございまして、その民間取り決めの協議で処理する形になっております。民間協議につきましても、協議がスムーズにいくなるといふ事務的な経費を含めて支援をしております。また、日中、日韓の漁業の会議におきましても、このスムーズな解決というのを常に我々は要求しているというのが現在の状況でございます。

そういう意味で、ある程度の限界がある中で基金を設けてそういう措置をとつていふことを御理解いただきたいと思います。

○須藤美也子君 漁業者がどんどん減つていふんですね。さらに、高齢者になつて後継者もない。そういう深刻な状況のもとで、この二百海里問題も深刻な状況として受けとめていふ漁業者がたゞさんいらつしやいます。しかも、トロール船で違反操業をやつたり乱獲をやつたり、そういう中で大変な被害を受けていふ日本漁民のために、ぜひ

その被害を受けた漁民のための補償を具体的に検討すべきではないか、このように私は強く要求したいと思ひます。

次に、時間もありませんので、これも本会議で申し上げたところなんです。輸入制度についてなんです。輸入規制についてなんです。

セーフガードの発動なんです。五月三十一日の本会議で、セーフガードの発動に対する私の質問に対して、その輸入の増加率はセーフガードを適用する水準には達していない、こう答弁されました。しかし、現状はどうでしょうか、現場はどうでしょうか。

私は、五月十四日、ホタテの輸入規制等に関する質問主意書を出しました。そのセーフガードの発動を検討するように要求したわけですが、三十一日の答弁書の中では、ホタテの輸入量が、九一年が五十八トンから九五年には七百九十四トン、約十四倍にも増加しているんです。五十八トンから七百九十四トンですから十四倍です。さらに、ホタテ調製品は一万トン以上にもなつていまして、

ところが、橋本総理は私の本会議での質問に、セーフガードの発動が困難な理由として「輸入急増の事実がない」、こう答弁してあります。約十四倍に増加しているのに輸入急増とは言われないのでしょうか。総理の答弁は事実を反しているのではないだろうか、このように私は思ふざるを得ない。そういう点では、WTOではセーフガードの発動の権利をそれぞれの国々に認めていふわけですから、外務大臣どうなんでしょう、そのセーフガードが発動できるのは、一体輸入量がどのような水準に達した場合セーフガードが発動できるのか、そこを納得できるように答弁していただきたいと思ひます。

○政府委員(野上義二君) 御指摘のように、セーフガード措置は輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のためにWTO協定上認められる緊急措置でございます。

WTO協定のセーフガードに関する協定によれば、ある産品の輸入が急増して輸入国の国内産業

に重大な損害を与え、またはそのおそれがあるような場合であつて、かつ当該輸入の増加と重大な損害との間に因果関係が存在することが客観的に立証される場合にすることができるとされております。逆に言えば、客観的にその因果関係が証明されない場合は発動することはできないといふふうに規定されております。

○須藤美也子君 ということは、重大な損害が客観的にはそういう因果関係も含めて与えられていないという見方なんですか。

○政府委員(東久雄君) まず最初に、本会議での須藤先生の御質問はホタテに限つた御質問ではなかつたと思ひます。

魚の輸入全体ということでございましたので、その増加率は、御存じのように、えさ用の魚粉のことは除きますと、対前年、平成七年で一〇三%という増加になっている事実をつかまえて申し上げたはずであらうというふうに理解しております。

それで、ホタテでございますが、今十倍云々ということがございました。これは先生の質問主意書の中にもはつきり申されておるように、輸入が増加していること、その結果、国内産業に重大な被害を生じているか生じておるかが、その二つが一般セーフガードの発動の基本要件であるといふふうに明確に書いてございますように、この二つの問題がございます。

そこで、ホタテについて申し上げますと、一つは、生産量はむしろ増加をしております。一つは、五十万トンぐらいございます。それで、輸入が、これはちよつと殺をつけたりつけなかつたりといふ問題がございますので必ずしもそのまま対比はできませんが、先ほど先生お話しした七百九十トンぐらいだと思ひます。

なお、ちよつとこれは申しにくいんでございますが、輸出が同じ年に二千トンぐらいあるという事実もございまして、そういうような全般的な情勢から見まして、セーフガードを云々ということ

ちよつと無理ではないかと考えます。

○須藤美也子君 時間が参りましたのでこれでやめますけれども、大臣の皆さんにお願いしたいことは、今の日本国民の立場、農民の立場、漁民の立場、商工業者の立場、そういう人たちの暮らし、現場の立場に立つて政治を進めていただきたい、政策的な問題を提起していただきたい、こういうことを強く申し上げて、終わります。

○小島慶三君 きょうは、大臣、本当に御苦勞さまでございます。

私は、今回の一連の海洋法規、これはまさしく画期的なものであると思ひますが、この中で、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案というのは、私は大変敬意を表するもので、非常に立派なアクセスであるといふふうに思つております。ただ、この中で非常に問題になりますのは、この法律のコアとして可能な漁獲量という規定がございまして、このシステムについては先ほど御質問がございました。私は、この可能な漁獲量というのは、海洋法規の研究会の説明を読みますと、これは非常に科学的知見に基づくところなことが書いてあつたんですけれども、実はよくわからなかつた。きょう説明を聞いて初めてよくわかりましたので、これは質問を省略いたします。

それで、もう一問お願いしたいと思ひますのは、これもちよつと先ほどお話がございましたので、できるだけアブラないようにはいたしますが、尖閣列島の問題でございます。

私、かつて会社におりましたときに石油開発をやつておりました、尖閣列島の鉱区を取得してやるわけでございます。ところが、この鉱区の設定については、最初台湾が鉱区を設定しております。それからアメリカが設定しております。それから韓国もアブローチをしております。私どもはアメリカから鉱区を譲つてもらつたんですけれども、そういう非常に難しいところでございまして、私もそれ以来ずっと関心を持っておるわけ

問題は三つの局面に分かれると思ひますが、一つは領有権、それから一つは漁業権、もう一つは鉱業権であらう、こゝういふふうに思つております。三つ関連しておりますけれども。

初めの領有権についても、先ほど、実効支配それから歴史的な理由でこれはもう間違いないんだ、あえて覆つた子を起こさなくてもいいんだと、こゝういふふうな御説明があつたんですけれども、これはそんな簡単なものではないと思ひます。京都大学の井上先生が尖閣列島は中国の領土であるといふ本を書いておられます。そのみならず、彼を利するようないろんな記事なんか出ておられるわけでありまして、これは日本のもので大丈夫なんだといふことでなくて、日本はもつといふいろいろな面で自己主張をされた方がいいといふふうに思つておられるわけでありまして。

それから、漁業権の問題については、これも難しい話が残つておりますけれども、日中間、日韓間、あるいは韓中間、そういったいろいろな交渉の中で具体的に積み上げられてある結果が出てくるんだと思ひますが、これもやはり、例えばさっきのTACの日本のすばらしい制度といったような同じスタンダードで議論ができるのかどうか、その辺について私は大変疑問の念を持つております。この辺がうまくいくかどうか。

それから、三番目の鉱業権の問題については、今申しましたように四カ国もアプローチしている。中国は大陸棚の延長線である。それから台湾もそう言つております。韓国もそう言つております。日本はその中でどういふふうな主張ができるのか。これについて、現在の外務省のお考え方なりあるいは通産省のお考え方なりをお伺ひしたいといふふうに思つております。

漁業権の問題は、先ほど来いろいろ御説明がございましたから結構でございます。お願いいたします。

○国務大臣(池田行彦君) 尖閣列島の問題については、先ほど政府委員から答弁してございましたけれども、我が国固有の領土であることは歴史的

にも国際法上も疑いがないといふことで、しかも現に我が国が有効支配しているわけでございませう。そういったことで、私も尖閣諸島の領有権をめぐつて解決すべき問題はそもそも存在しない、こゝう考へております。これは海洋法条約締結後も変わりない、同様であると思つております。

しかし、今、委員御指摘のところは、そんなにのんきに構えていて済むのか、もつと自己主張すべきではないかといふことでございませう。我々はそもそも領有権の問題はないと考へておりますけれども、適当な機会があればその根拠も明らかにするといふことも考へてみたいと思ひます。

時間の関係もございませう。簡単に申し上げます、我が国はたしか明治十八年からですが、当時の沖繩県当局等を通じて明治二十八年に正式に閣議決定を行つて我が国の領土とした。その調査によつて科学的にあるいは歴史的に我が国が領有するといふことが疑いがない、確信を持つてそういうことにしたわけでございます。

自來、何ら問題なく推移してまいりまして、それがその後サンフランシスコ条約とかあるいは沖繩の施政権が返つたことがありましたけれども、そういうときでも我が国のそういった主張については何の疑念も差し挟まれなかつたわけでございます。

それが、昭和四十三年にエカフェの調査である海域に、海底に石油資源がある可能性がある、こゝういふことが明らかになりました、それからにわかになつて申しましよ、たしか二年後、昭和四十五年くらいからいろいろなことを言う国が出てきた、こゝういふことでございませうけれども、こゝういふことをもつて我が国の実効支配が揺るぐとか、そういうことはございませぬ。それは先ほど政府委員が答弁していただいております。

しかしながら、しかるべきときにはきちんとして主張はしつと受けたとめさせていただきます。○政府委員(河野博文君) お答えいたします。

鉱業権についてのお尋ねでございますけれども、ただいま外務省からも御答弁がございましたように、尖閣列島の領有権について疑いがなく、またこの周辺海域につきまして我が国の主権を主張するべき立場にあるといふ考へてございませうから、その一部であります鉱業権につきましてもその設定をいたすべき権利は我が国に存するものといふふうに考へております。

こゝうした考へ方に基づきまして、これまで幾つかの企業から鉱業権の設定についての出願を受理いたしておりますけれども、さまざま事情を勘案の上、現在のところ処分を保留しているという状況にあるのでございませう。

○政府委員(東久雄君) 簡単に、漁業資源の評価中国の科学者といふのは日本側との交流がございまして、評価のやり方は割合よく統一されております。これが学術的な世界の最高水準という形で評価のやり方だ。ただし、過去におけるデータの積み重ねが違つております。したが、まして、正確な数字は差が出ます。ただし、一つの方向、いわゆる資源が悪化しているかどうかというところは、この間の日本海での韓国との共同調査でも大体意見が一致してまいりました。ただし、数字をきちんとして一致できないために共同管理といふところへ一挙に持つていくのは無理があるといふ状態でございます。

○小島慶三君 今、三省の大臣以下からお答えがございました。私は、大臣にお言葉を返すようですが、最近の中国の姿勢といふものから見て非常に権威主義的になつていゝ、海軍も大拡張しているといふことで、西沙諸島、南沙諸島、次いで尖閣列島といふことで逐次出てきていゝといふ、それは間違いないと思つております。

私どもが前にミッシンで中国に行きましたときに鄧小平は、これは孫子の代の話だといふことだつた。しかし、今は孫子の代の話じゃなくて現実にはアクションを起こしつつある。尖閣の近くで試掘、探掘をやっているなんといふのは明らか

その証拠だと私は思ひますので、これはやはり日本の権益が侵されそんな危険性のあるときにはどしどしクレームを發するなり警告を發するなりといふことをおやりになつていただきたい。そうしないと、いつの間にか逆に実効支配されてしまふといふふうに私は思ひますので、これは老練心でございませうけれども、ぜひ大臣にお願いをしたい、こゝういふふうに思つております。

それから、開発の問題については留保中であるといふことでありますが、そんなことはないんで、私どももちゃんと鉱区を取得しております。石油資源で私どもはちゃんと鉱区を取得しております。だから、これはお答えが違つたと思つております。だから、これも中国なんかのそういうアクションをただ見ていただけでなくて、やっぱり通産省からも警告を發せられる必要があるといふふうに私思ひます。

時間がたちましたので、私の質問はこれで終わります。○委員長(寺澤芳男君) 他に御発言もないようです。九案件に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。

これより九案件に対する討論に入ります。別に御意見もないようです。これより直ちに九案件の採決に入ります。まず、海洋法に関する国際連合条約及び千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約第十一部の実施に関する協定の締結について承認を求めめるの件について採決を行います。本件に賛成の方の挙手を願ひます。(賛成者挙手) ○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。次に、領海法の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願ひます。(賛成者挙手) ○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案について採決を行います。

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、海上保安庁法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(賛成者挙手)

次に、排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律案について採決を行います。

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(賛成者挙手)

次に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案について採決を行います。

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(賛成者挙手)

次に、水産資源保護法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(賛成者挙手)

この際、風間和君から発言を求められておりま

すので、これを許します。風間君。

○風間和君 私は、ただいま可決されました排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案及び水産資源保護法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平会、社会民主党、護憲連合、日本共産党、新緑風会、二院クラブ及び新党さきがけの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律案、排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律案、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律案及び水産資源保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

我が国漁業は、国民の食生活に不可欠な魚介類を供給する食料産業として、また、漁村社会の維持・発展を担う地域産業として、重要な役割を果たしている。しかるに、我が国漁業を取り巻く情勢は、資源状況の悪化、外国漁船の無秩序操業、魚価の低迷、担い手の高齢化、後継者不足等極めて厳しいものがあり、漁業経営の体質強化が急務となっている。

このような状況下で、今国会に提出された国連海洋法条約及びその実施のための関連法は、排他的経済水域の設定、大陸棚の範囲の明確化、海洋生物資源の保存・管理の義務付け等海洋秩序の構築のための画期的な内容を含み、今後の我が国漁業に大きな転換をもたらすものである。

よって政府は、これら漁業関係法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、我が国漁業が二十一世紀において魅力ある産業として確立されるよう万全を期すべきである。

一 排他的経済水域については、国連海洋法条約に基づく沿岸国の権利として、新たな法制度に基づき、我が国周辺水域すべてに設定す

るとともに、すべての国の国民に同制度を適用すること。また、国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえて、日韓・日中漁業協定の改定交渉を強力に進め、速やかな締結を期するとともに、交渉経過等に対応して必要な措置を講ずること。

二 排他的経済水域の設定等海洋における新たな法制度が整備されることに伴い、漁業秩序の維持を図るため、海上における取締りの強化に努めること。

三 漁獲可能量制度の実施に当たっては、我が国漁業の安定的発展及び漁村社会の活性化を図る観点から、関係漁業者の意向を十分に反映させつつ、漁業実態を配慮した円滑な運用が行われるよう万全の措置を講ずること。また、漁獲可能量制度の確な実施、資源管理型漁業の一層の促進等に資するため、資源調査の充実、漁業者による自主的な減船・資源管理への支援等に努めること。

四 漁獲可能量の大臣管理量、都道府県別数量等への配分に当たっては、漁業者等関係者の意見を反映する体制を整備するなど公平性・透明性の確保に努めること。また、外国人に対する漁獲量の割当に当たっては、我が国漁業者への影響に十分配慮して行うこと。

五 漁獲可能量の遵守に資するよう、採捕の数量等についての公表、助言、指導、勧告、採捕の停止等に係る各種措置が機動的に発動される体制の整備を図るとともに、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整備すること。また、これに関連して重要な役割を果たすこととなる漁協システムの経営基盤及び機能の強化に努めること。

六 漁獲可能量制度の公正かつ円滑な運用に資するため、漁業経営への影響等を見極めつつ、許可漁業、漁業権漁業、自由漁業及び遊漁の在り方など現行漁業制度について、適宜、必要な見直しを行うこと。

七 水産動物種苗の防疫制度については、種苗

の疾病が養殖業の経営に深刻な打撃を与えることにかんがみ、今後とも魚類の疾病に関する内外の情報収集及び調査研究の充実に努め、制度的確な運用を図ること。

八 外国の水域又は公海で操業する遠洋・沖合漁業については、我が国の漁業及び関係地域において重要な位置にあること等を考慮し、国際協調の下、漁場及び操業条件の安定確保並びに国際競争力の強化等に努め、その経営の維持・発展を図ること。

九 最近における水産物輸入の状況にかんがみ、漁業者、消費者等の立場に十分配慮しつつ、秩序ある輸入の実現に努めること。

十 来たるべき二十一世紀において活力にあふれた魅力ある漁業を確立するため、漁業の食料産業としての位置付けを明確にするとともに、漁業・漁村の将来について制度の在り方も含め早急に検討し、その実現に向けて必要な施策を強力に展開すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(寺澤芳男君) ただいま風間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、風間君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、大原農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大原農林水産大臣。

○国務大臣(大原一三君) ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(寺澤芳男君) 次に、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、田村秀昭君から発言を求められておりますので、これを許します。田村君。

○田村秀昭君 私は、たゞいま可決されました領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党、護憲連合、新緑風会、二院クラブ及び新党さきがけの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

領海法の一部を改正する法律案、海上保安庁法の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

国連海洋法条約の締結及びその関連法の施行により、新たに接続水域や排他的経済水域が設定され、密航・密輸等の犯罪の防止、海洋環境の保護・保全、漁業秩序の維持等様々な分野で管轄権を行使することが可能となる。

よって政府は、海上における取締りを的確に実施し、海洋国としての国益の確保に資するため、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一 接続水域や排他的経済水域の設定等、海洋をめぐる新たな制度が導入されることを踏まえ、海上保安庁の人員・巡視船艇・航空機等の体制について、今後一層の整備充実を図り、関係省庁との連携を密にして、海上における取締りを的確に実施できるようにすること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(寺澤芳男君) たゞいま田村君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、田村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たゞいまの決議に対し、亀井運輸大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀井運輸大臣。

○国務大臣(亀井善之君) たゞいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、運輸省として十分努力をしてまいるのでございます。

○委員長(寺澤芳男君) 次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(寺澤芳男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、九案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(寺澤芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時十八分散会





平成八年六月十四日印刷

平成八年六月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P